

---

# 株式会社環境計画研究所

## 環境活動レポート

---

### < 第1期 >

運用期間 : 平成22年11月8日～平成23年4月30日  
実績評価期間 : 平成22年11月8日～平成23年3月31日  
(※一部 平成22年4月1日～平成23年3月31日)

株式会社 環境計画研究所

平成23年4月20日

## 改訂履歴

改訂日	改訂内容
平成 23 年 5 月 18 日	「環境関連法規に対する違反、訴訟等の有無」の修正
平成 23 年 5 月 23 日	「環境方針」の改訂の反映
なし	—

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 事業活動の概要.....	2
3. 取組の対象範囲.....	2
4. 実施体制.....	3
5. 環境方針.....	5
(1) 基本理念.....	5
(2) 活動方針.....	5
6. 年間の実施スケジュール.....	6
7. 環境目標.....	7
8. 環境活動計画およびその取組結果.....	8
(1) 二酸化炭素排出量削減(購入電力量の削減).....	8
(2) 廃棄物排出量の削減(印刷における使用枚数の低減).....	11
(3) 総排水量及び水使用量の削減.....	13
9. 環境の取組状況の変化(環境への取組の自己チェックの変化).....	14
10. その他の主な活動の紹介.....	15
(1) 社内教育の実施.....	15
(2) ホームページにおける情報発信.....	15
(3) 環境マネジメントシステムの文書化.....	15
11. 全体評価.....	16
(1) 代表者による総括.....	16
(2) 次期計画へ向けて.....	17
12. 環境関連法規に対する違反、訴訟等の有無.....	18
(1) 適用される主な環境関連法規.....	18
(2) 違反、訴訟等.....	18



## 1. はじめに

株式会社環境計画研究所(以下、「弊社」という。)では、環境配慮型の企業活動および企業活動を通じた環境への貢献を着実に実現するため、社内における「環境マネジメントシステム(EMS; Environmental Management System)<sup>1</sup>」を構築し、適切なPDCAサイクルのもと取組を実施するとともに、その内容について第三者機関による認証「エコアクション 21」により外部評価を受けるものとします。

本書は、弊社における環境マネジメントシステムを的確に実施するための報告書(レポート)として位置付け、ホームページ等を通じて社外へ公表するものといたします。

なお、弊社の環境マネジメントシステムの概念図を以下に示します。

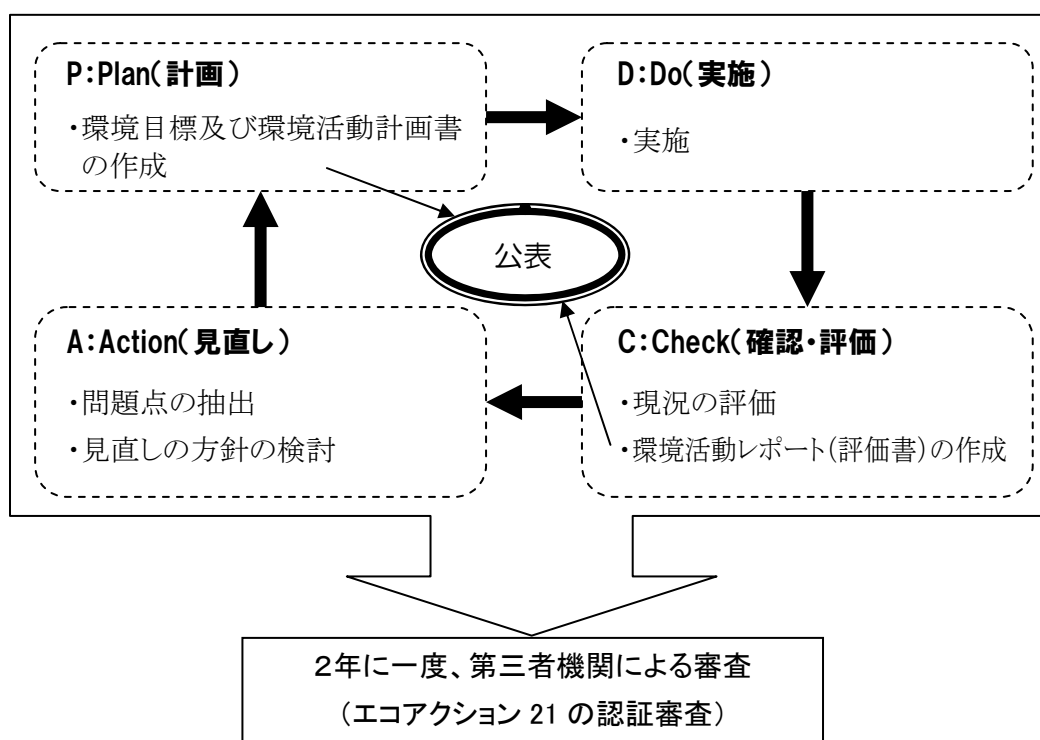


図 1 弊社の環境マネジメントシステムの概念図

<sup>1</sup>環境マネジメントシステム(EMS)は、「エコアクション 21」においては「環境経営システム」とも呼ばれる。

## 2. 事業活動の概要

### ●事業者名および代表者名

事業者名	株式会社環境計画研究所
代表取締役	神山敏
所在地	〒183-0023 東京都府中市宮町 2-15-13 第 15 三ツ木ビル 2 階

### ●環境管理責任者

環境管理責任者	安藤ふ季
連絡先	TEL:042-361-2930 FAX:042-361-2927

### ●事業活動の内容および事業規模

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>有害な化学物質による環境汚染防止に係る調査研究</li><li>大気汚染及び水質汚濁の防止に係る対策技術の調査研究</li><li>化学物質管理及びその環境への排出実態に係る調査研究</li><li>国内外の環境政策及び環境保全対策技術に係る講演・セミナー等の開催</li><li>国内外の環境政策及び環境保全対策技術に係る文献の翻訳</li><li>上記に付随する環境関連データの解析及びデータベース構築、システム開発等</li><li>その他の上記に付随する事業</li></ul>
事業規模	資本金:30,000 千円 従業員数:13 名(役員を含む) 設立:平成 16 年 12 月 延べ床面積:211.61m <sup>2</sup>

## 3. 取組の対象範囲

環境マネジメントシステムによる取組範囲は、組織規模が比較的小さいことから、弊社の全社員・全活動を対象とし、全社的に取り組むこととします。

ここで、全社員とは、弊社の正社員のほか、アルバイトおよび派遣社員等、弊社で働く全従業員を指します。また、全活動とは、社内における企業活動及び、企業活動に伴う成果物、また業務以外の企業としての環境貢献活動全体を指します。

## 4. 実施体制

弊社における環境マネジメントシステムの実施体制を以下に示します。

環境マネジメントシステムは代表取締役から任命された環境委員会が推進し、代表となる環境管理責任者のほか、総務部及び調査研究部の各部門の代表者から構成されます。

環境委員会では、主に環境管理責任者は環境マネジメントシステム全体を管理し、各部門代表者は環境活動計画等実施にあたっての細部について、各部門の従業員と協力して推進を図ります。また、各環境活動計画については、それぞれ実施責任者及び実績確認者を設け、着実な担当体制の下で取組の推進を図っています。

なお、各主体における役割及び責任、権限について表 1 に示します。

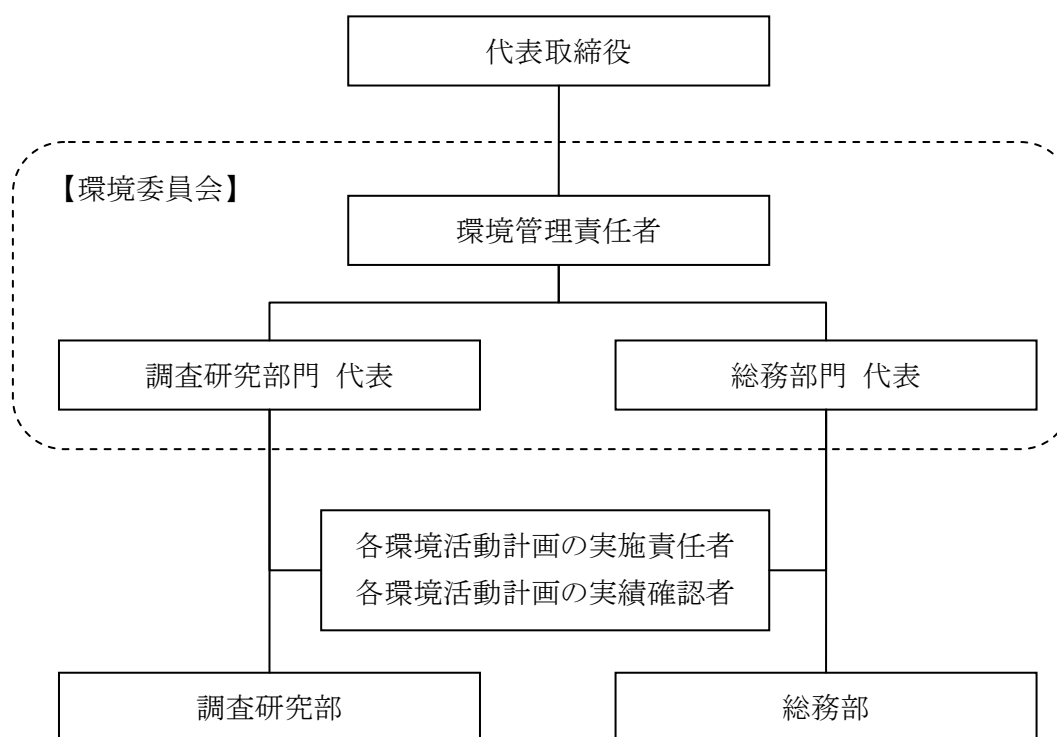


図 2 弊社における環境マネジメントシステムの実施体制

表 1 各主体における役割及び責任、権限

主体	役割・責任・権限
代表取締役 (社長)	① 代表取締役として環境経営全般に関して責任と権限を持つ ② 環境方針を策定し、従業員に周知する ③ 資源(人・もの・金)の用意をする ④ 環境マネジメントシステム全体の取組に関し、評価、見直しを実施する ⑤ 環境管理責任者を任命する ⑥ 環境マネジメントシステムにおける文書類の承認を行う
環境管理責任者	① エコアクション 21 ガイドラインの要求事項を満たす環境マネジメントシステムを構築し、実行し、環境面の実績を向上させる ② 上記の結果を代表取締役に報告する ③ 環境委員会委員を任命する ④ 環境マネジメントシステムにおける文書類の承認または確認を行う ⑤ 定期的に環境活動計画の確認を行い、必要な是正措置を指示する ⑥ 環境委員会の委員長として、環境マネジメントシステム全般の舵取りを行い、実行を推進する
環境委員会 (各部門の代表者等)	① 環境マネジメントシステムを構築し、文書化し、実行を推進する ② 環境への負荷の自己チェックを実施する ③ 環境への取組の自己チェックを実施する ④ 環境管理責任者を補佐し、問題点の審議と解決策を立案する ⑤ 全従業員に対して教育・訓練を実施する ⑥ 環境に関する苦情等について対応を検討する
各環境活動計画 の実施責任者	※各部門の全従業員のうち環境委員会に属さない者の中から、環境活動計画の内容に応じて選出する。 ① 環境方針及び環境目標の内容を把握する。 ② 環境委員会及び実績確認者と協力し、環境活動計画書及び手順書を作成し、関係者に周知し、実行する。 ③ 環境に関する苦情等について、環境委員会と協力し対応を検討する
各環境活動計画 の実績確認者	※各部門の全従業員のうち環境委員会に属さない者の中から、環境活動計画の内容に応じて選出する。 ① 環境方針及び環境目標の内容を把握する ② 環境活動計画書に基づき、実績を把握し、記録する
各部門の全従業員	① 環境方針及び環境目標、環境活動計画の内容を把握し、実施する ② 関係する法規制等を遵守する ③ 社内外の環境情報の収集及び伝達を行う ④ 環境方針及び環境目標、環境活動計画に基づき、取組を実行する



## 5. 環境方針

弊社の環境方針は、以下のとおり制定されています。

本環境方針は、平成 22 年 6 月 8 日に制定され、全従業員に周知されています。

### (1) 基本理念

弊社は調査研究活動を通じた社会全体の環境負荷低減への貢献に主眼を置きつつ、「先ず隗より始めよ」の考えに基づき、事業活動を通じて多面的に環境配慮社会の実現に努めます。

### (2) 活動方針

1. 営利だけを目的とした事業活動は行わず、環境負荷低減に高く貢献する事業を優先的に実施します。
2. すべての事業において環境負荷の低減につながる方策を具体的に検討し、その実現に努めます。
3. 机上だけの情報に基づく調査研究を戒め、現場主義を徹底して、具体性かつ説得力のある政策提言に努めます。
4. 事業活動に伴う自社の環境負荷の範囲をすべての役員と従業員が正しく認識し、その環境負荷を定量的に把握し、その継続的な低減に努めます。
5. 当社の事業活動に係る環境関連法規、条例及びその他社会的に必要と認められる事項を遵守します。
6. この環境方針はすべての役員と従業員に周知すると共に、社外へも公開します。

制定 平成22年 6月 8日

改訂 平成23年 5月23日

株式会社環境計画研究所

代表取締役 神山敏

## 6. 年間の実施スケジュール

環境マネジメントシステムを効率よく適切に運用するため、環境マネジメントシステムの見直し、環境目標及び環境活動計画の達成状況の確認・評価・見直し、環境活動レポートの作成時期等について、概ねの年間スケジュールを定めて実施しています。

今期の年間スケジュールは概ね以下のとおりであり、ほぼ計画どおりに実施しました。

表 2 平成 22 年度(第1期)環境マネジメントシステムの全体スケジュール

項目	実施時期	全体スケジュール				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
■計画(Plan)						
環境マネジメントシステムの策定	H22.11.8			●		
■実行(Do)						
取組状況の確認及び問題の是正	適宜			■■■■■		
教育・訓練	適宜			■■■■■		
環境コミュニケーション	適宜			■■■■■		
■計画の評価(Check)						
現状把握(環境負荷、取組状況)	H23.3					●
法令遵守の確認	H23.3 下旬					●
代表取締役による全体評価	H23.4 中旬					●
環境活動レポートの作成	H23.4 中旬					●
■計画の見直し(Action)						
環境目標の見直し	H23.4 下旬					●
環境活動計画の見直し	H23.4 下旬					●
環境マネジメントシステムの見直し	H23.4 下旬					●

## 7. 環境目標

弊社においては「二酸化炭素排出量削減」及び「総排水量及び水使用量の削減」については、弊社単独での使用量等の把握が困難であり、取組の効果を表す指標として活用が困難であるため、定量的な目標ではなく、定性的な目標を掲げることとします。

また、「廃棄物排出量の削減」についても同様に、弊社単独での使用量等の把握が困難であり、取組の効果を表す指標として活用が困難であるため、弊社で最も多く活用している資材（コピー用紙）について弊社単独で把握可能な指標を設定することとします。

以上のことを踏まえた、弊社の環境目標を以下に示します。

No.	環境目標テーマ	環境目標															
1	二酸化炭素排出量削減 (購入電力量の削減)	<p>空調について適正な温度設定を心がけ、また PC やコピー機等のオフィスで使用する電子製品について起動時間を小まめに調節する等の従業員の配慮により、購入電力量の削減を行う。</p> <p>各取組の実施率9割以上を目指す。</p>															
2	廃棄物排出量の削減 (用紙購入枚数の低減)	<p><b>【目標値】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準値 (H21 年度)</th> <th colspan="3">年度環境目標 ※下段は基準年に対する削減率</th> </tr> <tr> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>135,000 枚</td> <td>128,250 枚</td> <td>124,200 枚</td> <td>121,500 枚</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>(5%)</td> <td>(8%)</td> <td>(10%)</td> </tr> </tbody> </table>	基準値 (H21 年度)	年度環境目標 ※下段は基準年に対する削減率			H22 年度	H23 年度	H24 年度	135,000 枚	128,250 枚	124,200 枚	121,500 枚	—	(5%)	(8%)	(10%)
基準値 (H21 年度)	年度環境目標 ※下段は基準年に対する削減率																
	H22 年度	H23 年度	H24 年度														
135,000 枚	128,250 枚	124,200 枚	121,500 枚														
—	(5%)	(8%)	(10%)														
3	総排水量及び水使用量の削減	<p>弊社内での上水の利用状況等を把握し、過剰な水の使用をしないよう心がけることで、水使用量及び総排水量の削減を行う。</p> <p>各取組の実施率9割以上を目指す。</p>															

## 8. 環境活動計画およびその取組結果

### (1) 二酸化炭素排出量削減（購入電力量の削減）

目標	各取組の実施率9割以上を目指す
主な実施手段	①不要な照明は消灯する ②空調の設定温度を適正に保つ ③不要な電気ポットは電源を抜く ④長時間席を離れる際は、パソコンの電源を切る ⑤プリンターの不使用时は、電力を極力最小限に保つ

#### ■取組結果

取組項目	実施率9割以上の達成状況					
	11月	12月	1月	2月	3月	達成状況 <sup>注1</sup>
① 帰宅する際、不要となった照明は消灯する	×	○	○	○	○	○
② 会議室等を使用しない場合は消灯する	○	○	○	○	○	◎
③ 空調の適正温度を保つ	×	×	○	×	×	△
④ 帰宅する際、不要となった空調は消す	×	○	○	○	○	○
⑤ 午後 17 時以降は、電気ポットの稼働を1台のみとする	○	○	○	○	○	◎
⑥ 電気ポットについて、使用頻度が下がったら、稼働を1台のみとする	×	×	○	○	○	○
⑦ 30分以上離席すると想定される際は、PCの電源を切る	×	○	○	○	○	○
⑧ プリンターについて、朝はすぐ電源を入れず、初使用時に電源を入れる	×	○	○	○	○	○
⑨ FAXを除き、全てのプリンター、電気ポットの電源を切る	○	○	○	○	○	◎

注1:◎/全期間で目標達成、○/半数以上の期間で目標達成、△/目標達成期間が半数未満

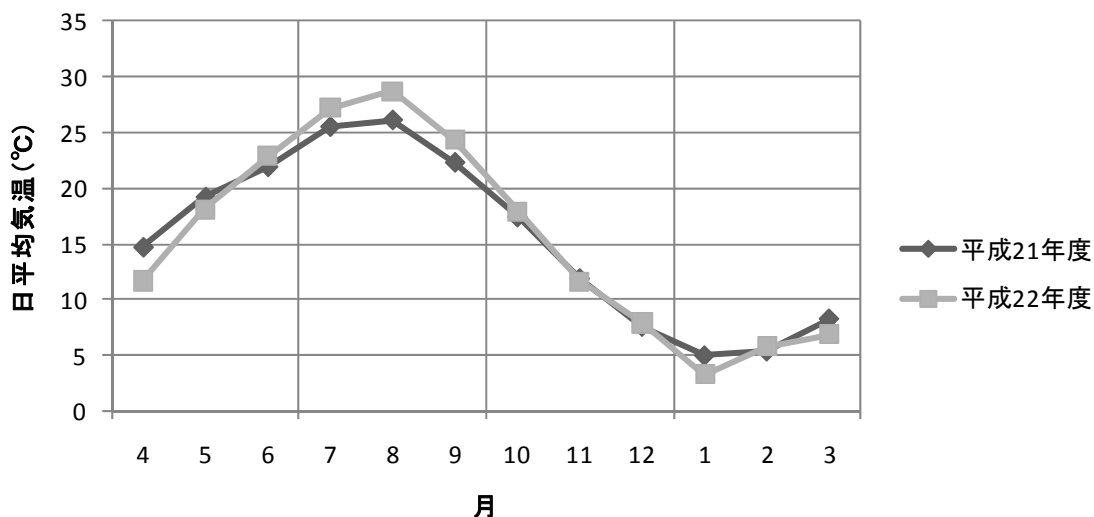
注2:各月の達成率は、一週間ごとに評価されている各自の達成状況について、各週の初めの日が属する月ごとに集計を行ったもの。

#### ■評価結果

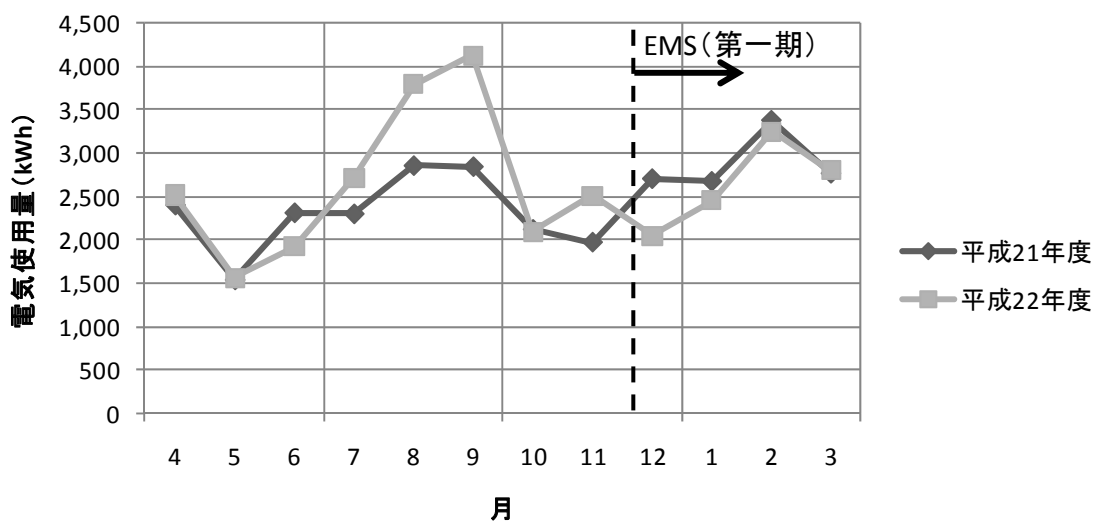
- **取組の終盤には、一項目を除き目標を達成しました。**
- 「⑥電気ポットについて、使用頻度が下がったら、稼働を1台のみとする」については、当初目標達成率が特に低かったものの、中間見直しにより新しいルールを導入したことで、達成率が向上しました。
- 「③空調の適正温度を保つ」については、空調の設定温度と実際の室温に差があり、体調を崩す者も出始めたため、設定温度を変更し、加湿器を導入しました。今後は、室内の温度と湿度を計測しながら、適正な空調環境を保つこととします。(⇒次頁の参考1・参考2を参照)

### 【参考1】昨年度と本年度における気温と電力使用量(購入電力量)の変化

下図に示すとおり、弊社の本年度の電気使用量(購入電力量)<sup>2</sup>は、昨年度よりも全体的に上昇しています。これは、本年度の気温が、昨年度よりも夏は高く、冬は低いため寒暖の差が大きくなったため、相対的に空調の負荷が上昇する傾向にあったことが原因と考えられます。弊社の正確な電気使用量(購入電力量)の把握はできませんが、EMSを導入しなかった場合、空調の負荷は更に高くなったものと思われます。



資料:気象庁アメダス(※測定地:東京都 府中)



注:電気使用量は、フロア全体の使用量を弊社の床面積で按分した値。  
(※弊社のフロアにおけるテナント数:4社)

<sup>2</sup> フロア全体の電気使用量を、各テナントの床面積に応じて案分することで各テナントの電気使用量が算出されているため、弊社における正確な電気使用量ではない。そのため、電気使用量は参考までに示し、指標としては活用しない。

## 【参考2】冬季における室内の温度と湿度の適正化状況

弊社では、冬季の空調の設定温度を 20℃として運用を図ってきましたが、1月中旬から2月中旬にかけて、体調を崩す者が急増しました。そのため、設定温度および室内温度・湿度について調査し、設定温度の弾力的な適正化を図りました。適正化の内容は以下のとおりです。

### ①適正温度および湿度

- 「労働安全衛生法」の「事務所衛生基準規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号)」では、「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 度以上 28 度以下及び相対湿度が 40 パーセント以上 70 パーセント以下になるように努めなければならない。」(第2章 第5条の3)とされています。
- 一般的に、快適な室温および湿度の関係性は以下のとおりです。

	冬	夏
温度	18～20℃	25～27℃
湿度	40～50%	50～60%

参考:株式会社東京熱学 ([http://www.tonetsu.co.jp/qa\\_004.html](http://www.tonetsu.co.jp/qa_004.html))

### ②室内温度および湿度の適正化

冬季における弊社の室内温度は、特に足元(約 10cm)と目線の高さ(約 150cm)で 3～4℃程度の差があり、特に足元の冷え込みが厳しくなっています。そこで、足元の温度が約 20℃となるよう、設定温度の変更を行うこととしました。外気温や社内の在籍人数により異なりますが、適正化後の設定温度は概ね 22℃～24℃となりました。

また、弊社は冬季における湿度が非常に低く、湿度管理しない状態では 20%程度(2月の計測値)となっていました。適正水準よりも 20%程度低く、さらに体感温度は 10%下がるごとに 1℃下がるとされていることから、実際の室温よりも体感温度は更に 2℃程度低く感じられていたものと思われま。そこで、2月中旬に加湿器を導入し、湿度を 30～40%程度に保つこととしました。

なお、こうした空調の適正化の影響もあり、前頁の電力使用量は2月以降に上昇したものと考えられます。

		2月当初	適正化後
空調の設定温度		20℃	22℃～24℃
湿度管理		(なし)	加湿器導入
足元	温度	約 17℃	約 20℃
	湿度	20%程度	30～40%
目の高さ	温度	約 20℃	約 24℃
	湿度	20%程度	30～40%

## (2) 廃棄物排出量の削減（印刷における使用枚数の低減）

目標	コピー用紙の年間購入枚数を、H21 年度比で 5%減らす
主な実施手段	①不要な印刷を行わない。 ②印刷の基本設定について、改めて周知を行う。 ③不都合のない範囲で N アップ (2in1) を行う。 ④裏紙のストック方法・給紙方法について検討し、周知し、できるだけ裏紙印刷を利用する。

### ■取組結果

	コピー用紙購入枚数		増減率	達成状況 <sup>注</sup>
	H21 年度	H22 年度(今期)		
指標値	135,000 枚	90,000 枚	-33%	◎

注:◎/目標達成、○/目標の9割程度、△/目標の9割未満

### 【取組の進展を表わす参考データ】「印刷時における N アップ (2in1) の実施状況」

	EMS 導入前 集計期間 (H21.11~H22.11)	EMS 導入後 集計期間 (H22.12~H23.2)	増減率
印刷面数(白黒・カラー)	219,004 (一月当たり:16,846)	49,489 (一月当たり:16,496)	—
上記のうち、 N アップ (2in1) 実施面数	13,411 (一月当たり:1,032)	5,433 (一月当たり:1,811)	—
N アップ (2in1) の活用割合	5.8%	9.9%	+4.1%
外部用資料を除いた場合 <sup>注2</sup>	11.5% <sup>注2</sup>	19.8% <sup>注2</sup>	+8.3% <sup>注2</sup>

注1:記録日…H22.12.2、H23.2.24、複合機導入…H21.11

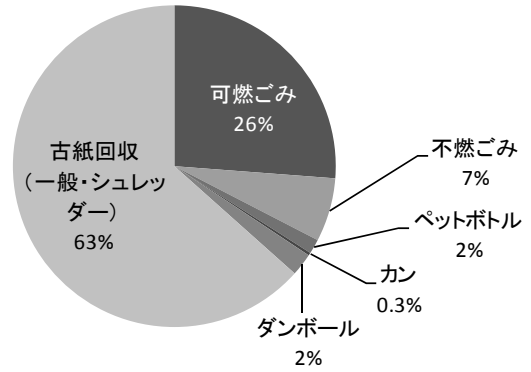
注2:検討会では1回あたり約一箱分のコピー用紙(2,500枚)を使う。平成22年度は17回の検討会が開催され、42,500枚のコピー用紙が使用されたと推測される。また、検討会ではほぼ毎回打合せ等が行われ、検討会の約2割程度の印刷が行われていると推測されることから、検討会のための外部用資料として51,000枚が印刷されていると概算される。年間コピー用紙購入枚数が概ね10万枚であるため、少なくとも50%は外部用資料として、2アップ(2in1)を行うことはできないと考えられる。

### ■評価結果

- **第1期の目標を達成しました。**
- コピー用紙購入枚数については、毎年の業務内容に多少左右されるものの、昨年度と比較して約3割程度減少と、大幅な目標達成となりました。
- N アップ (2in1) の実施率が上昇していることなどを踏まえると、印刷する際の環境配慮が各従業員に浸透してきた結果であると考えられます。
- 次頁の「参考3」に示すとおり、古紙回収量(古紙排出量)については大幅に増加しました。平成22年度は社員の異動等があり、整理のために古紙回収量が大幅に増加したものと思われませんが、次年度以降は平成22年度の回収量よりも低減されていることを確認しておく必要があるものと考えられます。

### 【参考3】廃棄物の排出状況について

弊社の場合、廃棄物の排出はビル全体で管理され、床面積で按分された処分費用が請求されるため、弊社からの廃棄物排出量の厳密な把握は困難です。しかし、管理会社の協力のもと実施した、5週間にわたる弊社廃棄物のサンプリング調査の結果、弊社の廃棄物の構成比は右図のとおりでした。弊社の廃棄物は63%が古紙(一般・シュレツダー)であり、排出量低減のための最大の取組ポイントとなっています。

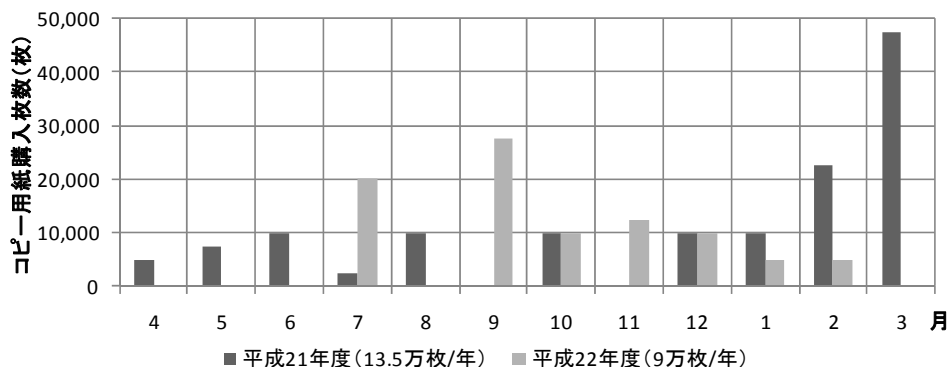
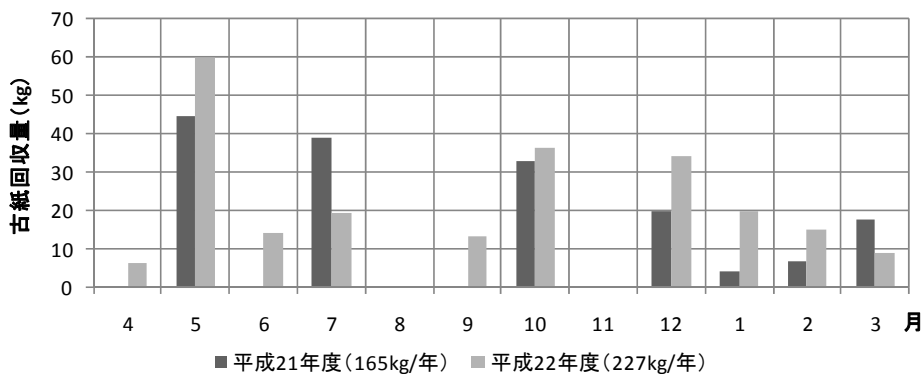


注: 古紙以外は 2011/3/7~2011/4/8 の5週間におけるサンプリング調査結果を年間排出量に拡大推計した値。

図 廃棄物種類の構成比 (重量比)

また、古紙(一般・シュレツダー)については、排出したテナントごとに処分料が請求されるため、弊社における正確な排出量の把握が可能です。平成 21 年度と平成 22 年度の排出量について下図に示します。その結果、平成 22 年度は前年度と比べて大幅に排出量が増加していました。平成 22 年度は社員の異動等があり、整理のために古紙回収量が大幅に増加したのと思われますが、今後は平成 22 年度の回収量よりも低減されていることを確認していく必要があるものと考えられます。

一方で、コピー用紙購入枚数は前年度と比べて大幅に減少しました。コピー用紙の購入枚数は毎年の業務内容により左右されますが、平成 22 年度は、前年度におけるストック量が存在していたこと、年度末に東日本大震災が発生し、予定されていた会議等が一部中止になったこと、印刷における N アップ (2in1) の浸透により省資源化が進んだことなどが主な要因として考えられます。平成 22 年度は震災など特殊な事情も含まれていましたが、今後も引き続き省資源化の取組の実施が重要と考えられます。





### (3) 総排水量及び水使用量の削減

目標	各取組の実施率9割以上を目指す
主な実施手段	①来客用食器、各自の弁当箱を洗う際、節水を心がける ②トイレ等において不要な水は流さない

#### ■取組結果

取組項目	実施率9割以上の達成状況					達成状況 <sup>注1</sup>
	11月	12月	1月	2月	3月	
① 水を出しっぱなしにして食器、お弁当箱等を洗わない	×	○	○	○	○	○
② 不必要に洗剤を使わない	○	○	○	×	×	○
③ トイレでは、流水音装置を活用し、不必要な水は流さない	○	○	○	○	○	◎
④ 手洗いや歯を磨くとき、不必要な水は止める	○	○	○	○	○	◎

注1:◎／全期間で目標達成、○／半数以上の期間で目標達成、△／目標達成期間が半数未満

注2:各月の達成率は、一週間ごとに評価されている各自の達成状況について、各週の初めの日が属する月ごとに集計を行ったもの。

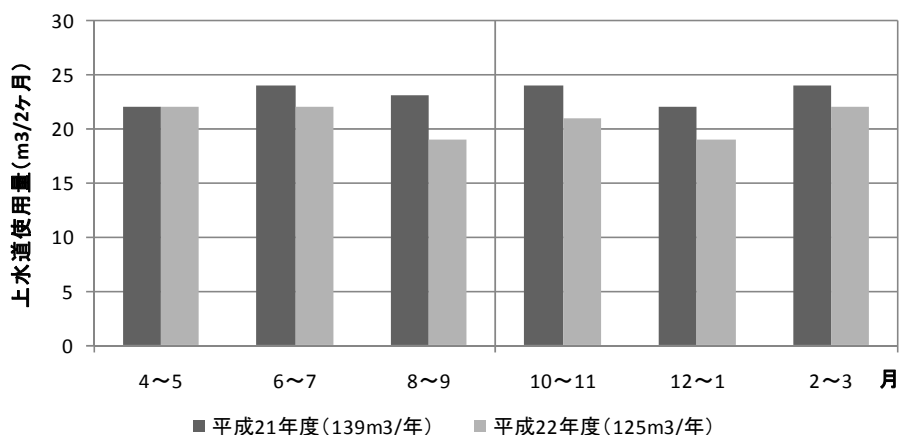
#### ■評価結果

- 取組の終盤には、一項目を除き目標を達成しました。
- 適切に取組が実施されていると考えられ、引き続き取組を継続することとします。
- 「②不必要に洗剤を使わない」については、「不必要かどうか」の判断が個人ごとに曖昧であることが非達成の原因と考えられ、不衛生にならない範囲で対応策を検討することとします。

#### 【参考4】上水道の使用量の状況

弊社の場合、上水道使用量については、各フロアの使用量等を各テナントの床面積で按分されて費用が請求されるため、弊社における上水道使用量の厳密な把握は困難です。参考までに、平成21年度および平成22年度における上水道使用量を下図に示します。

平成22年度は年間を通して前年度よりも水道使用量が減っています。他のテナントの状況も影響するため明確な理由は不明ですが、水道使用量を確認しながら、節水の取組を今後も継続していくことが必要と考えられます。



## 9. 環境の取組状況の変化（環境への取組の自己チェックの変化）

評価項目	実施率		
	H22.5注	H23.3注	増減率
<b>1. 事業活動へのインプットに関する項目</b>	<b>70%</b>	<b>88%</b>	<b>+18%</b>
1) 省エネルギー	72%	86%	+15%
①エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約	76%	88%	+12%
②設備機器等の適正管理	88%	88%	—
③設備の入替・更新時及び施設の改修にあたっての配慮	40%	75%	+35%
2) 省資源	30%	44%	+14%
3) 水の効率的利用及び日常的な節水	50%	50%	—
4) 化学物質使用量の抑制及び管理			
<b>2. 事業活動からのアウトプットに関する項目</b>	<b>78%</b>	<b>82%</b>	<b>+4%</b>
1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止	50%	50%	—
①温室効果ガスの排出抑制	50%	50%	—
②大気汚染物質の排出抑制			
2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理	81%	85%	+5%
①廃棄物の発生そのものを抑える取組	79%	86%	+7%
②リサイクルの促進	83%	83%	—
③産業廃棄物等の適正処理			
3) 排水処理			
4) その他生活環境に係る保全の取組等			
<b>3. 製品及びサービスに関する項目</b>	<b>53%</b>	<b>53%</b>	<b>—</b>
1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）	25%	25%	—
2) 製品及びサービスにおける環境配慮	100%	100%	—
①設計、計画等における取組			
②出荷、輸送等における取組	100%	100%	—
③製品の回収・リサイクル			
④環境配慮型商品等の販売及び情報提供			
<b>4. その他</b>	<b>27%</b>	<b>68%</b>	<b>+41%</b>
1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組			
2) 環境コミュニケーション及び社会貢献	27%	68%	+41%
①環境コミュニケーション	21%	86%	+64%
②社会貢献	38%	38%	—
3) 施主・事業主における建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮			
①設計者及び施工業者（工務店、建設会社等）への依頼・協力要請			
②既存建築物が及ぼす環境への影響を予防、低減するための方策			
<b>合計</b>	<b>63%</b>	<b>77%</b>	<b>+14%</b>

注：平成22年5月…環境マネジメントシステムの検討開始時期、平成23年3月…第1期計画の終盤

### ■評価結果

- 環境マネジメントシステムを導入したことにより、特に「4 2) ①環境コミュニケーション」については制度化が行われ、またホームページに専用ページが設けられるなどの取組が進められたために達成率が飛躍的に向上しました。
- 省エネや省資源の取組についても、概ね達成率が向上しました。
- 「3 1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）」の達成率が低く、また第1期計画では進展が見られなかったため、今後の大きな課題となっています。

## 10. その他の主な活動の紹介

### (1) 社内教育の実施

弊社では、従業員全員が環境方針を十分に理解し、環境目標及び環境行動計画を達成するために自らが果たすべき役割と責任を十分に認識するために、定期的に教育・訓練を実施しました。

教育・訓練の実施時期は環境行動計画作成後1ヶ月以内を基本とし、また、実施期間の終わりには一年の振り返りとして全員に「環境の取組の自己チェック」をアンケート形式で回答してもらい、次期計画への参考とするとともに、自分の行動を見直す機会としています。

表 3 教育・訓練の内容

目的	内容	説明担当	対象	実施期間
環境マネジメントシステムに関する環境教育	基本方針の説明	代表取締役	全員	2010/11/11
	環境マネジメントシステムの意義と概略、手順の説明	環境管理責任者	全員	
	環境目標の説明	環境管理責任者	全員	
	環境行動計画の説明	実施責任者	全員	
	法令遵守事項の説明	環境管理責任者	全員	
中間見直し	達成状況の確認、追加取組項目の説明	実施責任者	全員	2011/1/5
事後評価および振り返り	環境への取組の自己チェック	環境管理責任者が全員に依頼	全員	2011/2/28 から約1週間

### (2) ホームページにおける情報発信

ホームページに「環境への取組について」というページを設け、弊社の環境マネジメントシステムに関する情報を公開いたしました。当該頁は環境マネジメントシステム(第1期)の制定とあわせ、平成22年11月8日から公開しています。

### (3) 環境マネジメントシステムの文書化

弊社の環境マネジメントシステムの構築にあたって、必要な内容を文書化し、「株式会社環境計画研究所 環境マネジメントシステム(第1期)」として、社内教育にて周知徹底を図っています。

## 1.1. 全体評価

### (1) 代表者による総括

代表取締役は、毎期の環境マネジメントシステムの見直しにあたり、当該期における環境目標や環境活動計画の達成状況、環境マネジメントシステムの適切な運用に関して評価を行い、必要に応じて変更の指示を行っています。

	代表者による評価等	変更の指示
環境方針	<p>○環境方針の内容が具体化され、効果が出てきている。</p> <p>○ただし、社内における取組だけではなく、活動方針の「3.」に掲げたように、弊社は国等の環境施策に関する調査研究および政策提言を行う業務を行っており、業務において先を見据えた具体的かつ効果的な提案を行っていくことで、社会全体に影響を及ぼすポテンシャルを持っていると考えられる。従業員一人一人が、こうした意識を持って業務を遂行することが望まれる。</p>	<p>■変更の必要性： 無し</p>
環境目標、 環境活動計画	<p>○環境目標はほぼ達成されている。</p> <p>○空調の設定温度について、2月に達成率が落ち込んだが、室内温度を基準に空調の設定温度を変更して適正化を行った結果であり、実質的には達成されていたと考えられる。</p> <p>○物品調達における環境配慮(グリーン購入)については、弊社では明確なルールが存在していない。大量に使用するコピー用紙など日常的に使用する物品を中心に、事業活動の効率性とのバランスを踏まえて検討を進めることが必要と考えられる。</p>	<p>■変更の必要性： 有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品調達のルール化</li> <li>・個人により解釈があいまいな取組内容の明確化(空調の設定温度等)</li> </ul>
その他	<p>○社内における運用上の問題はない。これまでどおり、取組の維持継続を図ることが必要である。</p>	<p>■変更の必要性： 無し</p>

## (2) 次期計画へ向けて

- これまでの取組については、継続的に推進することとします。
- 冬季における空調設定の検討と同様に、夏季における空調設定について、室内温度及び湿度に基づく適切な設定温度の検討を行います。
- グリーン購入に関するルール化の検討を行います。
- 廃棄物については、古紙回収量(一般・シュレッダー)についても指標として設定し、低減を確認していくこととします。
- 個人により解釈があいまいな取組(不必要に洗剤を使わない、等)について、判断の明確化のための検討を行います。
- 東日本大震災の影響から電力供給能力が大幅に減少しているため、より一層の電力節減の取組の検討を行います。

## 1 2. 環境関連法規に対する違反、訴訟等の有無

### (1) 適用される主な環境関連法規

弊社は施設規模も小さく、また事業活動もオフィス内でのデスクワークが主となっていることから、事業活動にあたって遵守しなければならない規制(環境基準値等)や測定義務、各種届出義務等の該当は少なく、「廃棄物の処理」および「報告書作成の際の仕様書の遵守」が遵守事項となっています。

法令等の遵守状況に関する確認結果を以下に示します。

No	法律等の名称	関連する施設・適用範囲	要求事項	遵守状況
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 その他、産業廃棄物の処理に係る関係法令等	一般廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処分業または収集運搬業等の登録を行っている事業者に委託を行っている	○
			廃棄物処理の委託先において、関係法令等に基づき、適切に廃棄物を処分している	○
		産業廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処分業または収集運搬業等の登録を行っている事業者に委託を行っている	非該当
			廃棄物処理の委託先において、関係法令等に基づき、適切に廃棄物を処分している	非該当
2	環境物品等の調達に関する基本方針(平成13年2月閣議決定、平成22年2月5日変更)(以下、「グリーン購入法に基づく基本方針」という。)	官公庁からの受託業務における報告書(※仕様書に記載されている場合)	「グリーン購入法に基づく基本方針」における「印刷」の判断基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作成すること また、リサイクル適性を確認するための「資材確認票」を提出すること	○
			報告書の裏表紙に、仕様書の記載例のとおりリサイクル適性の表示を明記すること	○

### (2) 違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況の評価の結果、環境法規則等の違反はありませんでした。なお、関係当局よりの違反等の指摘、訴訟等は過去ありません。